

# 第4章 まちづくりを推進するために

1	実現のための方策	90
2	財政計画との整合	92
2-1	財政収支見通しと財政運営の課題	92
2-2	本プラン推進のための財源の確保と 事業等の実施	92
3	本プランの進行管理と見直し	93

# 1 実現のための方策

### (1) まちづくり基本条例に基づく協働で進めるまちづくり

本プランに定めた方針にそって円滑にまちづくりを進めていくためには、まちづくりの担い手である市民の参画が不可欠です。市民により多くの情報を発信しながら、まちづくり基本条例に基づき、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、連携しながら進める協働によるまちづくりを推進します。

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくりの主役として、主体的に計画策定等に参画</li><li>・地域の自主的なルールづくりによる身近な環境づくり</li><li>・公園や身近な施設等の管理や運営への参加</li><li>・周辺環境や地域貢献等への配慮</li></ul>
議会の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・進捗状況等の点検</li><li>・市民の意思の反映</li></ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域的な都市計画の調整</li><li>・都市計画事業の実施</li><li>・市民によるまちづくりの支援</li><li>・開発等に対する規制・誘導</li></ul>

### (2) まちづくりの人材育成

市民が主催するまちづくり活動等への支援の他、企業や大学等の専門機関との連携を進める等、まちづくりを担う人材の確保や育成するための方法を検討します。

まちに対する愛着を育て、将来のまちづくりの担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、まちの再認識やまちづくりを考える機会の提供等を図ります。

### (3) 関係機関や周辺自治体との連携

本市だけでは実施・実現できない広域幹線道路の整備や広域的な公共交通網整備、牛久沼の水質浄化等の広域的なプロジェクトや事業等については、国や県、周辺自治体との連携や調整を図りながら、事業の早期実現を目指します。

### (4) 財源の確保と効率的運用

国・県等の補助を有効活用する等、適切な財源確保に努めるとともにPPP／PFI<sup>※39</sup>等、民間活力の導入も検討する等、効率的、効果的な事業の実施に努めます。

※39 PFI: プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

## (5) 他の計画等との連携

本プランは、将来都市像を実現するための都市づくりの方針を、それぞれの分野の計画を踏まえて示しています。本プランの運用にあたっては、庁内各課と連携し、それぞれが所管する計画との調整を図りながら推進します。



# 2 財政計画との整合

## 2-1 財政収支見通しと財政運営の課題

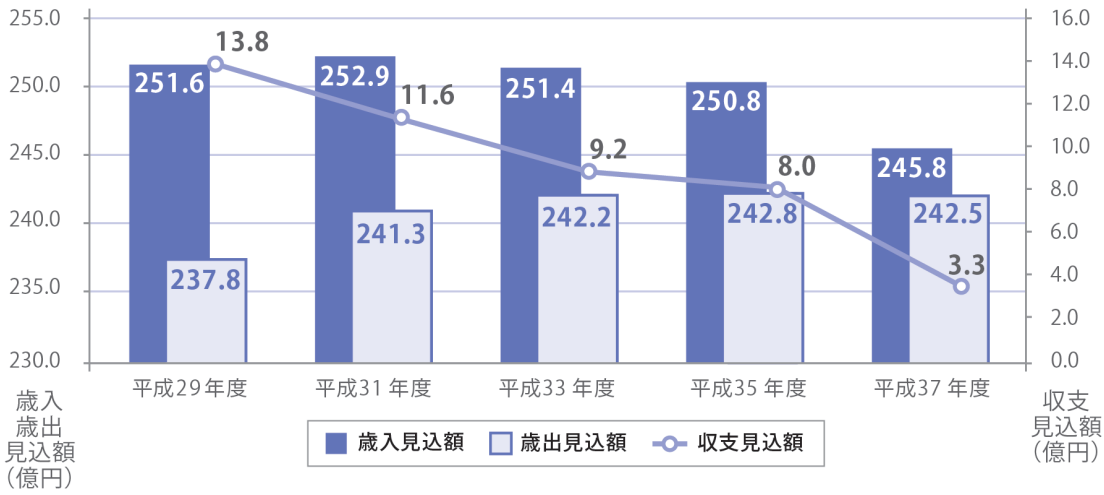
現行の制度や公共サービスの継続を基本とした場合、本プランが担う平成38年度までの10年間においては、概ね黒字収支が続く見通しとなっています。

しかし、歳入においては、地方交付税等の依存財源に頼る部分が大きく、担税力のある世代の退職等により、市税等の自主財源の大幅な増収は見込めない状況にあります。

また、歳出においても、公債費負担の高止まりや社会保障関係費の増加等の影響で、義務的・固定的な経費の財源確保を優先せざるを得ず、財政運営のさらなる硬直化が懸念されています。

このため、今後も財政健全化の取組を確実に推進していく必要があります。

■財政収支見通し（平成28年10月）



## 2-2 本プラン推進のための財源の確保と事業等の実施

本プランの推進に向けては、限られた財源の中で、中・長期的な視点に立って計画的に実現を図ることが求められます。財政健全化の取組を積極的に進め、財源を確保し、社会情勢や市民の期待等を総合的に判断しながら優先順位を検討し、計画的かつ着実な遂行に努めます。

また、本プランに基づく主要な事業等の実施にあたっては、財政収支見通しと中期財政計画に照らして充当可能な財源とおおよその事業規模を推計のうえ毎年策定されるアクションプラン（中期事業計画）に位置づけ、財政計画や他施策との整合を図りながら実行性を高めます。

# 3 本プランの進行管理と見直し

## (1) 本プランの進行管理

本プランの進行管理や評価については、最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における評価指標の目標値等と連動させながら、都市計画審議会において施策や事業の進行・進捗状況の確認や管理・評価を行っていくとともに、その結果を市民に公表します。

## (2) 本プランの見直し

都市づくりは長期的な視点で進めていくことが必要であることから、本プランの計画期間は、10年間としています。しかし、社会経済情勢の変化や都市が抱える課題、また、市民ニーズの変化等により、計画の内容が実態とかい離していくことも予想されます。

このような状況に対応していくため、必要に応じて本プランの見直しを行います。

